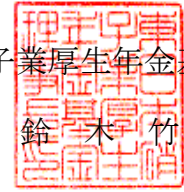


東硝基発第 34 号
平成26年3月17日

事業主様

東日本硝子業厚生年金基金

理事長 鈴木 竹 敏



厚生年金基金の解散方針の議決について

謹啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当基金の事業運営にあたり格別のご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、平成26年2月26日開催の第105回代議員会におきまして、基金解散の方針を全会一致で議決したことをご報告申し上げます。

なお、本決議に至った背景及び経緯につきましては以下のとおりです。

当基金を取り巻く環境は、昭和44年1月の設立時から大きく変化し、平成元年のバブル崩壊後は20年以上に亘るデフレ経済により低成長が続いており、また少子高齢化の進展や低金利時代の長期化などの社会経済は基金運営に大きな影響を与えてきました。

運用面では、平成19年のサブプライム問題、平成20年のリーマンショックによる世界的な金融危機、さらにはその後の東日本大震災、欧州債務問題等が株式市場や為替市場に大きな影響を与え、相場は大きく下落を繰り返し、足許はアベノミクス効果で若干回復していますが、グローバル経済の進展で国内以外のリスク要因で相場が大きく変動する時代となり安定した運用収益を確保できないなか、当基金は堅実に運用してまいりました。

しかしながら、平成24年2月に発覚しましたA I J投資顧問による年金資産消失事件を受けて、厚生労働省を中心に再発防止や厚生年金基金制度の見直しが議論され、平成25年6月19日に厚生年金基金制度見直し法が成立し、平成26年4月から施行されることとなりました。

基金制度見直し法は、基金の純資産が国の年金を代行している部分（以下「最低責任準備金」、解散時に国に返却しなければならない金額。）を下回る場合（代行割れ）、施行日から5年以内の解散を求め、仮に上回る場合でも5年経過後は一定の存続基準（最低責任準備金の

1.5倍若しくは最低積立基準額）を満たす基金のみ存続を認める内容となっており、厚生労働省の試算では平成24年度決算時では、約560の厚生年金基金の約1割に当たる60基金程度しかこの水準を満たしておらず、存続基準は極めて高いハードルとなっています。

つまり、大多数の厚生年金基金は解散や代行返上を余儀なくされる状況にあり、厚生労働省は実質的な厚生年金基金制度の廃止に踏み切ったものと断言できます。

当基金では、昨年からは厚生労働省の政省令の進捗状況を注視しつつ、当基金の執りうる選択肢の検討を重ねてきました。今回の見直し法では、各基金が今後5年以内に、①厚生年金基金での存続②代行返上③基金解散のいずれか1つを選択し、本年4月末までに計画を行政に提出することが必要となりました。

当基金の積立水準は、平成24年度決算において0.91と代行割れの状況となっており、存続条件である最低責任準備金の1.5倍は極めてハードルが高く、代行返上による確定給付企業年金への移行は、代行型基金であり新たに制度を立ち上げるには、資産、参加人員、コスト面等から困難であると判断しました。また、今後、時間の経過とともに財政状況は益々厳しくなる見込みであること等の状況を踏まえ、当基金においては早期に解散することが最善であると判断し、解散方針の議決しました。

事業主の皆様方、加入者の皆様方には、多大なご迷惑をお掛けすることとなり、誠に申し

わけありませんが、厚生年金基金見直し法を受けての苦渋の決断であり、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、今回はあくまでも解散方針の議決をしたものであり、まだ解散が確定した訳ではございません。

今後、事業主並びに加入員の皆様の3分の2以上の同意を得た上で、解散の議決を行い、厚生労働省へ申請し、認可を得て初めて基金解散が確定することとなります。実際に解散が確定するまでには、年金記録の突合作業等で通常1年以上の時間を要しますが、その間の基金業務は従来どおりです。

また今後、加入事業所様へ基金解散に係る説明会の開催を予定しており、日時、場所等にはつきましては、別途改めてご案内申し上げます。

敬 具

《解散方針において議決された事項》

- (1) 特例解散(納付額特例・分割納付特例)の申請をする方向で進める。
 - (2) 平成27年9月に特例認可申請する予定で記録突合を進める。
 - (3) 解散時の不足金が生じた時の事業所の負担割合は、平成26年2月末現在の各事業所の標準給与月額合計により按分する。
- (注) 最低責任準備金は、記録突合の結果、毎決算で計上している最低責任準備金と大きくぶれる可能性があります。